森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月15日付鳥取県告示第526号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所		
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 607	
IJ	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 608	
IJ	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 609	
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 1	
公賀 京示	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 3	
尾﨑信次郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 7	
高橋劇太郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 11	
尾﨑信次郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 14	
尾﨑 安藏	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 16	
尾崎荘太郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 21	
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 22	
尾崎荘太郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 23	
尾﨑喜次郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 24	
公賀 京示	11	
尾﨑信太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 27	
尾﨑喜次郎	II	
高橋劇太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 31	
IJ	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 32	
坂尾 久江	人頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 4	
IJ	人頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 6	
尾崎 脩	人頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 12	
"	人頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 13	

公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 17
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 22
11	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 23
IJ	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 24
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 25
IJ	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 26
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 28
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 29
尾﨑 敏秀	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 31
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 2
尾崎 進	人頭郡人頭町柿原字馬頭西平 637 の 3
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 4
尾﨑長次郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 6
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 7
保木本吉雄	人頭郡人頭町柿原字馬頭西平 637 の 9
尾﨑いと枝	人頭郡人頭町柿原字馬頭西平 637 の 10
森下 克己	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 19
保木本凱夫	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 21
尾崎 貞光	人頭郡人頭町柿原字馬頭西平 637 の 22
IJ	人頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 23
尾崎 仲一	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 26
IJ	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 27
保木本茂吉	八頭郡八頭町柿原字三尺 641
高橋劇太郎	八頭郡八頭町柿原字三尺 642
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 643
JJ	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 644
11	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 645
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 646
花木甚五郎	八頭郡八頭町柿原字三本杉 647
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字三本杉 650
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字三本杉 651
11	八頭郡八頭町柿原字三本杉 652
11	八頭郡八頭町柿原字三本杉 653
-	

尾﨑 安藏	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 658
尾﨑 武久	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 1
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 2
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 3
尾崎荘太郎	IJ
IJ.	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 5
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 6
IJ	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 10
"	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 11
IJ	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 14
"	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 18
保木本義男	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 667
保木本武男	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 2
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 5
有本 幸吉	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 7
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 16
有本 幸吉	人頭郡人頭町柿原字本谷 671 の 21
保木本吉雄	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 25
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 26
尾﨑いと枝	八頭郡八頭町柿原字炭釜 674
保木本劇明	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 2
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 3
保木本幸三郎	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 6
保木本瀧藏	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 7
保木本劇明	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 8
保木本幸三郎	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 9
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字炭釜 677
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 678
"	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 679
尾崎 仲一	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 680
尾崎信太郎	八頭郡八頭町柿原字倉掛 688
II.	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 689
"	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 690

"	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 691
IJ	八頭郡八頭町柿原字谷頭 692
11	八頭郡八頭町柿原字谷頭 693
11	八頭郡八頭町柿原字谷頭 694
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 695
IJ	八頭郡八頭町柿原字谷頭 696
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 698
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 699
IJ	八頭郡八頭町柿原字谷頭 700
JJ	八頭郡八頭町柿原字谷頭 701
IJ	八頭郡八頭町柿原字谷頭 702
11	八頭郡八頭町柿原字谷頭 703
尾﨑 八憲	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 731
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 732
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 734
IJ	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 735
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 736
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 737
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 738
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 739
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 740
尾崎 くま	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 741
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 742

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課